

令和8年度

鳥羽市国民健康保険事業計画

令和8年3月

市 民 課

令和8年度 鳥羽市国民健康保険事業計画

1. 計画の目的

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として重要な役割を担っており、誰もが安心して医療が受けられるように受診機会の確保や健康の保持・増進に寄与しています。

しかしながら、国保財政が抱える問題は、被保険者の減少に伴う歳入の減収見込や、被保険者の高齢化、医療技術の高度化等による医療費の増加傾向などにより、年々、歳入歳出のバランスを図るのが難しい状況となってきました。

これら保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題に対して全国的な議論の結果、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、平成30年度から国保財政を県に一元化して国保財政を運営するとともに、保険料水準の統一化や医療費適正化等に取り組んでいくこととなりました。

今後も三重県と各市町が一体となって持続可能で安定的な運営に努めていくこととなりますが、本市においても引き続き国保事業が効率的、効果的に運営できるように努めていく必要があります。

本計画は、このような状況のもと、国民健康保険事業運営の健全化に向けて効果的かつ効率的に事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、適正な保険給付を行うために必要な事項や取組等について定めるものです。

2. 基本方針

本市では、これまで基金等の財源を活用して国民健康保険事業の運営を行ってきましたが、その財源も枯渇したことから、主に必要最小限の保険税率改定と国・県の補助金等の活用、一般会計からの法定内繰入金等により、歳入歳出のバランスを図りながら国保財政を運営してきました。

また、令和6年度には、コロナ禍で見送ってきた税率の見直し（令和7年度課税）を行い、財源不足の解消や令和11年度の標準保険料率統一に向けた資産割の段階的な削減等を図ることで持続可能な財政運営に取り組んできたところです。

この他、令和8年度から新たに始まる子ども・子育て支援金に係る賦課・徴収にも注力し、制度に対する認知や理解度等を高めていく必要があります。

近い将来を展望すれば、これからも被保険者数の減少等により厳しい財政状況が生じる恐れがあることから、今後も被保険者の健康増進・維持等に寄与するため、引き続き、鳥羽市国民健康保険データヘルス計画等を踏まえ、健康づくり等の保健事業を推進するとともに、国の制度改正や県の運営方針等の動向を注視し、県や関係機関と協力・連携しつつ、給付と負担のバランスを考慮しながら必要な財源の確保を図り、国保事業運営の健全化と安定化に努めていくものとします。

3. 主な取組内容

(1) 保健事業の推進について

継続した保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図り、疾病又は重症化の予防や被保険者の心身、費用等の負担軽減に努める。

① 特定健康診査の実施

『鳥羽市国民健康保険特定健康診査等実施計画第4期』に基づき、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査を実施する。

【具体的な取り組み】

- 受診票を送付するとともに、広報やメール等を活用して周知に努める。
- 被保険者に対しては、受診票送付時にかん検診等の案内文書も同封し、受診者の利便性を高めることで相互の健診（検診）受診率の向上を図る。
- 市内医療機関に対しては、健康福祉課（健康係）と協力・連携し、がん検診等の説明を同時に行うことで相互の健診（検診）受診率の向上を図る。
- 保健事業で行う人間ドック受診者には、健診項目を特定健診と兼ねることで受診率の向上を図る。
- 受診率向上を図るため、継続して受診料（本人負担分）の無料化を行う。
- 健診受診履歴等に応じて、ナッジ理論※を活用した受診勧奨を行う。
- 電話による受診勧奨に加え、フェイスブックやホームページ等を活用した受診勧奨や周知、啓発を行う。
- 受診状況を把握し、受診率の低い世代や地域に対し、臨戸訪問や再通知による受診勧奨を行う。
- 受診者には、健診結果を分析した通知を送付し、健康意識の向上を図り、継続した受診に繋がるよう努める。
- 翌年度の健診対象者（40歳前）に対し、特定健康診査や人間ドック等の案内文書を送付し、受診率の向上を図る。

【特定健康診査受診率】

令和8年度目標	令和6年度実績
57.0%	53.8%

※ナッジ理論とは、選択の余地を残しながらもより良い方向に誘導する、または最適な選択ができない人だけをより良い方向に導く行動科学の理論。
厚生労働省「受診率向上施策ハンドブック(第2版)より

② 特定保健指導の実施

『鳥羽市特定健康診査等実施計画第4期』に基づき、動機付け支援及び積極的支援に階層化されたかた（利用者）を対象に生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防に努める。

【具体的な取組】

- 利用者には、個人通知により案内するとともに、未利用者に電話等で参加勧奨を実施する。
- 利用者のニーズに応えるため、個別指導及び集団指導を実施する。
- 健康づくり事業の紹介、参加の呼びかけを行う。
- 引き続き、ICTを利用した保健指導や退職した保健師等に協力を依頼するなど、多種多様な手段を検討し、実施率の向上を図る。

【特定保健指導実施率】

令和8年度目標	令和6年度実績
30.0%	9.4%

③ 健康普及事業の実施

被保険者の健康の維持・増進に寄与するため、健康づくりを実施する。

【具体的な取組】

- 近隣の総合病院等で人間・脳ドック事業を実施する。
- ドック事業の実施について、広報とば等で被保険者に周知し、定員割れがあった場合は、2次募集を実施することで受診者数の確保に努める。
なお、定員超過の際は、抽選により受診者を決定する。
- 三重県や三重県国民健康保険団体連合会と連携するとともに、国保データベース（以下「KDBシステム」という。）等を利活用することで、市民一人ひとりの医療・介護等の情報から地域の健康課題を整理・分析する。
また、上記分析結果等から効率・効果的な健康づくりに関する取組について、一般会計や介護保険事業特別会計等にも目を向けながら、既存事業も含めて幅広い分野（禁煙、適正飲酒、口腔ケア等）で検討し、ICTやインセンティブなどの工夫を凝らした事業化に取り組む。

④ 糖尿病性腎症重症化予防への取組

将来、人工透析治療となるおそれのあるかたに対して、少しでも人工透析等への移行が予防・延伸されるように受診勧奨や保健指導を実施する。

【具体的な取組】

- 健診データやKDBシステム等を用いて地域における課題の分析を行う。
- 明らかになった課題について、関係部署（保健師等）と連携し、対策については、医師会や県等の関係団体からの助言や連携をもとに受診勧奨を行う。
- 志摩医師会や志摩市と連携し、地元医師からの助言をもとに保健指導を実施する。

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、関係部署と連携し、介護予防と一体的な取組を進めていく。

【具体的な取組】

- 高齢者医療、国保、健康づくり、介護等の関連団体・部署と連携体制を整備する。
- KDBシステムを活用した分析・健康課題の明確化等を進め、地域の健康課題の分析・対象者の把握等に取り組む。
- ハイリスクアプローチ
低栄養防止・重症化予防の取組
生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導など
健康状態が不明な高齢者の状態把握・受診勧奨等・必要なサービスへの接続
- ポピュレーションアプローチ
フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等への取組
低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援など
健康に関する相談や不安等について気軽に相談が行える環境づくりなど

(2) 医療費の適正化について

被保険者の高齢化、医療の高度化等により医療費が高額になる中で国民健康保険財政の健全な運営を図るため、実態を把握・点検し、医療費の適正な支出に努める。

① レセプト点検の実施

医療機関から請求されるレセプト（診療報酬明細書）の内容や国保資格を点検し、適正な医療費の支出に努める。

柔道整復患者に対する内容の調査や重複受診等の調査を実施し、適正な医療費の支出に努める。

【具体的な取組】

- レセプト・柔道整復患者に係る点検（重複・多剤・頻回等を含む。）を外部委託により実施する。
- 委託結果やKDBシステム、国保連合会が作成するリストを活用し、保健師を始めとする関係部署と連携した指導・相談業務を実施する。
- 重複・多剤に対して、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関することのほか、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当するセルフメディケーションや医師及び薬剤師によるリフィル処方箋、バイオ後続品など国の推奨する取組について、広報やホームページ等による周知を図る。

② 医療費通知の送付

健康意識の向上と医療費の適正化を図るため、医療費通知書を送付する。

【具体的な取組】

- 医療機関等で受診した内容を世帯主に通知する。（1年間分）
年2回通知（1～11月診療分を2月上旬、12月診療分を2月下旬）を送付する。

③ 後発医薬品の普及促進

医師や薬剤師に相談の上、利用者が上手に薬を利用してもらうことで、利用者の経済的な負担軽減や持続可能な保険財政に資するように後発医薬品の普及促進に努める。

【具体的な取組】

- 後発医薬品差額通知書を年2回送付する。（5月診療分、11月診療分）
- 資格更新等の発送（7月頃）に際し、後発医薬品に関する案内・意義等を周知・啓発する。また、各連絡所等に希望カードを設置し、窓口での配付にも努める。
- 広報等で後発医薬品の利用について周知を図り、利用の推進に努める。
- 国の定める目標（主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上、副次目標①：2029年度末までにバイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上、副次目標②：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上）を第1目標にデータヘルス計画等の取組を進め、第2目標として保険者努力支援制度（取組評価分）における使用割合85%を目指して広報や窓口案内等を行い、普及・啓発等の取組に努める。

④ 第三者行為求償事務の取組強化

第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）に対する保険給付が適正に執行されるように取り組みを強化する。

【具体的な取組】

- 広報とば等を利用して第三者行為の届出義務について周知を図る。
- 損害保険関係団体との覚書締結により必要に応じて届出を依頼する。
- 消防署から提供される出場記録を活用し、健康福祉課（長寿介護係や健康係）と情報共有しながら相互にレセプト等を確認する。
- 国保連合会への求償委任を速やかに行うとともに、必要に応じて顧問弁護士や第三者求償事務アドバイザー等に相談する。
- 届出に要する日数等を前年度実績から1割程度縮減するように努める。

(3) 保険税の適正な賦課・収納率向上について

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険税の財源確保並びに収納対策による収納率の向上及び負担の公平性を確保し、適正な賦課・徴収に努める。

① 財政状況及び税率改定の分析

国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、国保財政の状況を把握し、財源の確保に必要な税率の見直しについて分析を行う。

【具体的な取組】

- 医療費等の推移に注視し、保険者努力支援（国）や保険者取組支援（県）等の各種交付金を活用しながら必要な財源の確保に努める。
- 被保険者数等の推移に注視し、保険税の収入確保に努める。
- 国民健康保険事業費納付金や県が公表する標準保険税率等を参考に税率改定等について検討し、令和11年度の標準保険税率統一（資産割廃止等）、令和15年度の県内完全統一に向けて計画的に改定する。
- 国民健康保険の財政状況を早期に分析し、財源の確保に努めるとともに財源不足が生じるおそれのある場合は、県担当や市の関係課等と相談・検討する。

② 収納率向上対策の実施

国民健康保険制度の趣旨及び税負担の公平性確保の観点から、引き続き、収納率向上のための取組を実施する。

【具体的な取組】

- 税務課と協力して、徴収率向上に取り組む。
- 口座振替の促進やコンビニ収納、スマートフォン等の電子機器による決済サービスを実施する。
- 納税者の利便性と収納率向上を図るため、夜間窓口等を設置し、納付相談を行う。
- 未納者に対して、文書催告をその都度行うことで納付を促す。
- 外国人に対しても翻訳機を用いた説明や母国語の案内を送付するなどして、滞納しないような取組を実施する。

【収納率及び口座振替】

年 度	現年度分収納率	滞納繰越分収納率	口座振替世帯数の割合
令和6年度実績	96.4%	36.5%	55.3%
令和7年度見込	97.0%	36.7%	56.5%
令和8年度目標	97.1%	36.8%	56.8%
三重県国民健康保険運営方針	97.27%	-	-

※令和7年度収納率はR8.1月時点の見込、口座振替世帯数の割合は目標値とする。

③ その他適正な賦課の実施

賦課に必要な所得の把握に努めることで、被保険者の負担軽減を図るほか、居所不明な被保険者の実態を調査し、適正な賦課に努める。

【具体的な取組】

- 所得を把握できない被保険者に対して、通知の送付や電話勧奨、戸別訪問により、住民税申告を求める。
- 『鳥羽市国民健康保険居所不明被保険者資格喪失確認事務取扱要領』に基づき、居所不明者については、適切な処理に努める。

(4) 被保険者資格の適正化について

国保資格の取得・喪失管理に努め、国保運営の健全化を図る。

① 被保険者資格の適正化

住民異動届や国民年金被保険者情報を活用して資格適用を行うとともに、資格喪失者の把握による届出勧奨を行う。

【具体的な取組】

- 戸籍係が作成する住民異動届により、取得・喪失手続きを行う。
- 被用者保険加入などによる喪失者に喪失届の勧奨を促す。
- 国・県からの通知をもとに伊勢年金事務所と協議・作成した「国民健康保険の被保険者資格に係る確認事務について（手順書）」に基づき、健康保険・厚生年金への加入状況を確認する。
- オンライン資格確認等システムを活用した加入勧奨ファイルをもとに、資格の適正化を図る。

② 資格の確認

保険医療機関で療養の給付を受ける場合の被保険者資格の確認について、マイナンバーカードの健康保険証利用（以下「マイナ保険証」という。）等を活用し、オンライン資格確認等を行う。

【具体的な取組】

- マイナンバーカードの取得促進に向けて、窓口や連絡所等におけるリーフレットや広報とば等を活用した周知に努める。
- マイナンバーカードの取扱を担当する戸籍係と連携し、切れ目のない業務フローでマイナ保険証利用（薬剤や特定健診等の情報提供、高額療養費の限度額適用、マイナポータルによる確定申告の医療費控除や特定健診情報の閲覧等）について、リーフレットや広報とば等を活用した周知を図る。
- 国、保険者、医療機関等は、マイナ保険証等によるオンライン資格等の手続きにより医療DXを進め、医療保険事務が円滑に実施されるように努める。
- 患者本人や医療機関等において、特定健診データや薬剤情報等の経年データの閲覧が可能となり、加入者の疾病又は重症化の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待されていることから、リーフレット等で周知に努める。
- マイナンバー登録のあるかたへの通知や負担割合等のチェック機能を国の通知等に基づき適切に実施する。

【マイナ保険証利用率】

時点	目標	実績
令和7年8月時点	50.0%	40.9%
令和7年11月時点	〃	42.8%
令和8年国設定時点	国目標値に設定	-

※実績については、R8.1.21にデジタルPMOの保険者別利用状況（2025年8月、11月時点）を参照

※国目標値は、保険者努力支援制度（取組評価分）等で国が設定した数値を目標値とする。

③ マイナ保険証

令和6年12月2日以降、保険証が新たに発行されなくなったことから、マイナ保険証や資格確認書等の適切な管理に努める。

また、次回、資格の一斉更新等において、資格情報のお知らせや資格確認書等の手続きが遺漏なく処理できるよう保険年金系の職員や連絡所の職員等にも事務処理方法の理解を徹底させる。

*マイナンバーカードの申請は義務ではないものの、マイナ保険証の利便性や必要に応じて利用登録解除等を周知し、被保険者自身が理解・納得して選択されるように努める。

【具体的な取組】

- マイナ保険証の登録状況を確認し、登録のあるかたは、「資格情報のお知らせ」登録のないかたは、「資格確認書」を交付する。
 - 資格確認書等の処理・交付方法を理解し、適切な資格管理に努める。
 - スマホ保険証等の新たな利用方法の情報を収集し、適宜、広報やホームページ、ポスター等で周知に努める。
- *スマホ保険証…健康保険証として登録したマイナンバーカードの機能をスマートフォンで利用できる仕組み（1台につき1人分の登録や15歳未満は原則利用不可等の留意点あり）
- 加入や脱退等の届出・手続きは、廃止後も必要であることを広報等で周知する。
 - 保険証の廃止後も滞納者との接触機会に努める。

④ 特別療養費への対応

納付期限から1年間を過ぎても保険税を納めていないケースで、災害やその他の特別事情が認められる場合を除き、いったん医療費の全額を医療機関等の窓口で支払う（後日、納付相談等を行い申請すると保険給付分を支給）こととなる特別療養費への対応について、機械的に行うのではなく税務課や関連する部署等と連携し、対応を図る。

【具体的な取組】

- 税務課と密に連携し、納付相談や勧奨等を行うとともに、社会福祉協議会、生活支援係等の関連部署への案内や相談等に取り組む。
- 交付については、事前通知や対象者との折衝、納付相談等を厚労省通知に基づき慎重に判断する一方で悪質な滞納者については、財産調査等の収納対策を行い、厳正に対処していく。

(5) その他国民健康保険の適正な運営への取り組み

国保事業の円滑な運営及び被保険者への制度周知に努めること。

① 国や県への対応

国等の制度改正に注視し、国保事業に必要な財源の確保に努める。

【具体的な取組】

- 国に対し、必要に応じて要望・提言を行う。
- 県に対し、制度内容の把握に努めるとともに、必要に応じて要望・提言を行う。

② 被保険者への情報提供など

国保財政の状況や制度の概要について、広報とばやホームページを通じて、市民に広く周知する。

令和8年度から社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯する仕組みとして、子ども・子育て支援金が賦課・徴収されることに伴い、被保険者への周知や必要なシステム改修の体制整備等に取り組む。

また、こどもの急な病気やけがへの対応のほか、地域共生社会や献血、臓器移植等の社会的意義についても周知を図り、社会全体の利益が向上していくような情報提供に努める。

【具体的な取組】

- 国保の財政状況を広報とばに掲載する。
- 国の制度改正の概要や保険税の改正を広報とばやホームページ等を利用して、分かりやすく周知する。
- 国・県等からの制度内容等に対する情報収集・把握に努める。
- 子ども・子育て支援金について、広報やホームページ等による被保険者への周知や制度改正に伴う必要なシステム改修等に取り組む。
- こどもの急な病気やけがへの対応等について、とば健康・医療相談ダイヤル24による24時間電話・Web、チャットポットによる相談や医療ネットみえの案内等を広報やホームページ等で周知し、相談者の不安感を和らげたり適正受診に資するよう取り組む。
- 地域共生社会や臓器提供等といった保険財政に直接影響するもの以外に関する取組等の情報提供にも努める。